

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

令和7年4月1日

当法人の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～ 2030年3月31日

※法律上は2年以上、3～5年程度の計画期間が一般的

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員・・・取得率50%以上

女性職員・・・取得率80%以上

<対策>

2025年6月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討・実施

2026年6月～ 育児休業取得に関する制度休暇導入の検討・実施

目標2：全職員の時間外・休日労働時間の平均を毎月15時間未満とする。

<対策>

2025年7月～ 管理者を対象とし、会議で各月の時間外労働状況を報告

2026年4月～ 業務量の見直し、事務の効率化など取り組み実施

2026年4月～ 各部署における問題点の検討及び改善の実施